| | | | |
|---|---|---|---|
| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 | | 四〇秒　注2、3、7 | 二秒　注3、7 |
| ［略］ | | | |
| 国際輸送用データ伝送用 | 一秒　注6 | | 一ミリ秒 |
| 人・動物検知通報システム用 | 六〇秒　注8 | | 二秒　注8 |

［注1～5　略］

［削る］

7 ‖6‖ ［略］

8 ‖7‖ ［略］

［削る］

| | | | |
|---|---|---|---|
| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 | | 四〇秒　注2、3、8、9 | 二秒　注3、8、9 |
| ［同上］ | | | |
| 移動体識別用 | 四秒　注6 | | ○・○五秒　注6 |
| 国際輸送用データ伝送用 | 一秒　注7 | | 一ミリ秒 |
| 人・動物検知通報システム用 | 六〇秒　注10 | | 二秒　注10 |

［注1～5　同上］

6 ‖九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。ただし、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、第三項第五号(4)の技術基準が適用される装置の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　送信時間は、〇・四秒とする。

(2)　送信休止時間は、二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

7 ‖同上‖

8 ‖同上‖

9 ‖九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　空中線電力が一ミリワット以下であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(2)　空中線電力が一ミリワット以下であって、九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・〇五秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(3)　空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であって、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ四秒及び〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから四秒以内に再送信（一二八マイクロ秒以上のキャリアセンスを行った後の送信であって、当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。